

## 伊勢原市小規模契約希望者登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する工事（修繕）、業務委託、物品売買等について、市内業者の受注機会を拡大し、積極的な活用を図ることにより市内における経済の活性化を促進するため、「かながわ電子入札共同システム」の区市町村共同受付による入札参加資格登録とは別に、登録の手続等について定めるものとする。

### (対象とする契約)

第2条 契約内容が比較的軽易で履行の確保が容易であるもののうち、1契約金額が原則として50万円以下のものとする。

### (登録できる者)

第3条 登録できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

- (1) 伊勢原市内に本店又は本社を有する者（法人事業者及び個人事業者）で、申請時に同種の営業を引き続き営んでいる期間が1年以上のもの。ただし、個人事業者若しくは法人事業者で構成される組織又は個人事業者及び法人事業者で構成される組織を除く。
- (2) 「かながわ電子入札共同システム」の区市町村共同受付（以下「共同受付」という。）による入札参加資格登録をしていない者。ただし、共同受付による入札参加資格登録をしていない業種については、登録できるものとする。
- (3) 伊勢原市税を滞納していない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (5) 官公署等の許可、認可及び登録等を必要とする営業にあつては、当該許可等を受けている者（建設業の許可を除く。）
- (6) 伊勢原市暴力団排除条例（平成23年伊勢原市条例第12号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等若しくは同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないもの

### (登録の種類)

第4条 登録の種類は、次の2種類とする。

- (1) 本登録
- (2) 随時登録

### (登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 本登録の有効期間は、4月1日から翌々年3月31日までの2年間とし、

2年ごとに新たに登録する。

- (2) 随時登録の有効期間は、本登録の有効期限内で随時登録申請を受付けた月の翌々月の1日を登録の開始日とし、本登録の有効期間の終了日までとする。  
(登録の申請)

第6条 登録を希望する者は、次の書類を添えて別に定める申請書及び登録票を市長に提出するものとする。

- (1) 商業登記簿謄本（法人）
- (2) 営業を証明するもの（個人）
- (3) 代表者の印鑑証明書
- (4) 伊勢原市税の完納証明願
- (5) 資格等が必要とされる契約を希望する者は、その資格を証明するもの  
(登録の公開)

第7条 契約主管課長は、小規模契約希望者を伊勢原市小規模契約希望者登録名簿に登録したときは、各課に周知するとともに一般に公開するものとする。

2 公開場所は、契約主管課とする。

(登録事項の変更)

第8条 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに市長に報告するものとする。

(登録の抹消)

第9条 登録者が第3条に掲げる事項に該当しなくなった場合は、登録を抹消するものとする。

(契約保証金の免除)

第10条 本要綱に基づく登録者との契約に際しては、伊勢原市契約規則第40条第3号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除するものとする。

(その他)

第11条 登録を希望する者及び登録者は、本要綱に規定するもののほか、関係法令及び伊勢原市契約規則その他本市の契約約款、関係規則等を遵守しなければならない。

附 則

この告示は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成19年11月20日伊勢原市告示第150号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成23年12月19日伊勢原市告示第140号）

この告示は、公表の日から施行する。